

< 資料2 >

第1回審議会の振り返りと論点確認 (報告事項)



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

1.第1回審議会総括	3
------------	---

2. 委員からの指摘事項	4
--------------	---



1.第1回審議会総括_(1)審議会の審議結果まとめ

➤ 審議会での審議結果：「指定管理者制度と運営権の重畳利用が相当」である。

審議事項 **指定管理者制度と運営権等の重畳利用を含む運営スキームについて**

- 運営権を重畳利用することにより、民間ノウハウを活用した公共サービスの拡充や賑わい創出への寄与など、公共側のメリットが期待される
- 運営権を設定することで、民間事業者に幅広い裁量を与えることが可能となり、長期間の運営による投資回収や資金調達もしやすくなるため、民間独立採算を前提とする本事業では、有用なスキームであると考えられる
- 公の施設では、市民等から利用する権利に関する不服申立てが可能となる。運営権による民間事業者の裁量拡大と衝突する可能性があるため、事業計画の検討にあたっては留意すべきである

報告・確認事項 **令和5年度の振り返りと今年度の進め方について**

- 今後の進め方等に異論はない

報告・確認事項 **計画主体が求める運営方法について**

- 本施設の特性から、「市民利用」についての定義を、単なるスポーツ・競技での利用から、拡大が必要である。スポーツ観戦を楽しむのも、イベントに参加するのも会議室等の付帯諸室を使用するのも市民利用と考えられる

報告・確認事項 **アリーナプロジェクトのモニタリングについて**

- 民間独立採算且つ365日賑わう施設を実現するためのモニタリング体制についても、事業計画に落とし込んでおくべきである
- アリーナでの「共創」に重要なのは、完成に至るプロセスで市民との協議が行われることであり、本事業はそのような取り組みがあると見受けられる
- 市民が関わりしるを持てる参加型の取組を増やし、アリーナだけでなく三河安城駅周辺エリアの活発化についても発信しつつ、検討を進めることが望ましい



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

2.委員からの指摘事項

➤ 公共側の主なメリットにおける指摘事項

- － 運営権を重畳利用することにより、民間ノウハウを活用した公共サービスの拡充や賑わい創出への寄与など、公共側のメリットが期待される。
- － 運営権を設定することで、民間事業者に幅広い裁量を与えることが可能となり、長期間の運営による投資回収や資金調達もしやすくなる。民間独立採算を前提とする本事業では、有用なスキームであると考えられる。

➤ 重畳利用のリスクにおける指摘事項

- － 公の施設では、市民等から利用する権利に関する不服申立てが可能となる。運営権による民間事業者の裁量拡大と衝突する可能性があるため、事業計画の検討にあたっては留意すべきである。

指摘事項に
対する
市の方針

運営権による民間事業者の裁量拡大に対して、公の施設として市のガバナンスが効くよう、事業計画立案に向け今後計画主体と協議する

➤ その他運営において留意すべき事項 ※計画主体が求める運営方法における指摘事項

- － Bリーグチームのホームアリーナという本施設の特性から、「市民利用」についての定義を、単なるスポーツ・競技での利用から拡大が必要である。

指摘事項に
対する
市の方針

市では単なるスポーツ・競技以外の利用も「市民利用」と考えている。
引き続き、民間独立採算による施設運営を前提に、市民利用の在り方を検討する